

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）による修学支援の対象機関となる  
大学等（確認大学等）に係る確認の取消しについて

令和5年8月31日  
鹿児島県

以下の大学等について、確認大学等に係る確認を取り消す。  
この取消しの効力発生日は、令和6年3月31日とする。

（私立専門学校）

確認大学等の名称	確認大学等の所在地	設置者の名称	設置者の主たる事務所の所在地	根拠規定
久木田学園看護専門学校	鹿児島市高麗町37-5	学校法人久木田学園	鹿児島市高麗町37-7	法第15条第1項第一号